

裁判員裁判 2 事例に関する量刑モデルの探索的検討

山崎優子

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構)

裁判員裁判での量刑が控訴審で覆された事例（精神障害が犯行の動機に影響したと専門科医が証言した殺人事件）と、高齢者による介護殺人事件で、裁判員裁判で執行猶予付の判決が下された事例を取り上げ、これら 2 事例における量刑判断の重罰化に、共感性などの性格特性、事件報道の参照・信頼の程度、治安に対する認識、死刑制度に対する認識が及ぼす影響を明らかにし、事案の相違によって重罰化に至る要因が異なるかどうかを確かめる目的で、大学生 61 人を対象に調査を行った。得られた結果から、量刑判断に至るモデル構築を試みたところ、前者の事例は「体感治安の悪さ」や「死刑制度の認識」が量刑の重さに影響すること、後者の事例は「正当世界観」や「情動的共感性（感情的冷淡さ）」が量刑の重さに影響することが示された。これら 2 つのモデルは、裁判での各判決内容に則したものであった。本研究の結果から、事例によるちがいを詳細に検討していくことで、量刑判断に影響する事例ごとの要因を明らかにした量刑モデルを構築することができると思われる。

キーワード：裁判員，個人特性，量刑判断，モデル構築

立命館人間科学研究, No.43, 17-33, 2021.

I. 問題

裁判員裁判と職業裁判官による裁判では、事案によって量刑が異なる傾向にある。小島(2015)は、「殺人既遂における裁判員裁判では、刑の下限側での寛刑化傾向、有期刑の中間領域での重罰化傾向」にあると指摘する。重罰化傾向の一例として、平成 22 年に発生したアスペルガー症候群の被告人による実姉殺人事件が挙げられる。この事件の裁判員裁判では、求刑 16 年よりも重い懲役 20 年が下された¹⁾。一方、寛刑化傾向の一例として、平成 24 年に発生した介護殺人事件が挙げられる。介護殺人に対しては、裁判員裁判の量刑は非常に同情的な傾向にある（原田 2013）。当該事例の長年妻を介護してきた高齢の

被告人に対して、裁判員裁判では求刑 5 年よりも軽い執行猶予付き懲役 3 年の判決が下された²⁾。

犯罪白書（法務省 2019a）によると、精神障害者等（精神障害者、及び精神障害の疑いのある者）の刑法犯の検挙人員総数に占める割合は、平成元年、15 年、30 年のいずれも 1% であり、殺人事件についてみると、平成元年は 9%、15 年は 8%、30 年は 12% となっている。一方、介護殺人の件数は犯罪白書で明らかにされていないが、湯原（2016）は新聞記事の内容をもとに算出し、2012 年～2015 年にかけて、40 件、39 件、43 件、41 件と推移していることを明らかにしている。犯罪白書（法務省 2019b）によると、2012 年～2015 年の殺人発生件数は、429 件、370 件、395 件であることから、介護殺人の発生率は、9%、11%、11%、11% となる。さらに湯

1) 大阪地裁平 24 年 7 月 30 日季刊刑事弁護 74 号 167 頁 (LEX/DB 文献番号 25482502)

2) 福岡地裁平 26 年 10 月 14 日 (LEX/ 文献番号 25505168)

原 (2016) は、1998 年～2015 年の 18 年間で介護殺人は 716 件発生し (死亡は 724 人)、このうち夫が妻を殺害するケースが 240 件 (34%) と最も多いことを明らかにしている。以上から、上記 2 つの事件は、特殊なケースではなく、今後も同種事件についての裁判員裁判が行われることが予測される。上記 2 事例の判決の原因を明らかにすることにより、裁判員裁判での量刑判断のプロセスに関する課題が明らかになるかもしれない。

上記 2 事例の裁判員裁判の判決は対照的なものであったが、それぞれどのような要因が量刑に作用したのだろうか。量刑を判断する際に考慮すべき事象として、被害の大きさ、再犯の可能性、犯行の計画性など 11 項目 (Table 2, Table 4) があげられている (松宮 2009; 浅田, 2011)。一方、法の実務家である諏訪 (2010) は、「検察官の論告求刑と弁護人の最終弁論の中で求める量刑に差が生じている場合、どちらの主張に共感できるか考え、結局共感できる方の量刑主張に近い所で刑を決定しているように思われる」と述べている。つまり、被害の大きさ、再犯の可能性や犯行の計画性から重罰を主張する検察官に共感するほど重い量刑を下し、被告人の深い反省や高齢で不遇な境遇であることから軽罰を主張する弁護人に共感するほど軽い量刑を下すと思われる。検察官、弁護人に加えて、被疑者遺族への共感も量刑に影響すると考えられる。実際、公判での被害者遺族の意見陳述が重刑化に影響する傾向が示されている (Hans 2014; Saeki 2010)。上記のアスペルガー症候群の被告人による殺人事件 (以下 A 事件とする) の公判廷では、被害者遺族の意見陳述が述べられた。判決理由をみると、「被害者の恐怖、絶望感、無念さ」、「理不尽に殺害されたことに対する遺族の悲しみや怒り、処罰を望む心情」、「再犯のおそれ」について記されている。一方、上記の高齢者の被告人による介護殺人 (以下 K 事

件とする) の公判廷では被害者遺族の意見陳述は述べられず、被告人の長男が「被告人を老人ホームに入所させる」と述べている。判決理由をみると、「(追込まれた) 被告人が本件犯行に及んだことについても強くは非難できない」と記されている。判決理由から、A 事件では被害者に対する共感、K 事件では被告人に対する共感が量刑に影響した可能性が考えられる。

陪審員の有罪無罪判断に関するモデルとして、ストーリーモデル (Pennington & Hastie 1986) があげられる。ストーリーモデルは、事件に関する蓋然性の高いストーリーを構築し、構築したストーリーと想定される判決とを対応づけて、最も適合する判決を決定するというものである。ストーリーモデルのプロセスは、量刑判断においても認められることが明らかにされている。浅井・唐沢 (2013) は、事件に関する証言が被告人に不利な (あるいは被告人に有利な) 物語構造に沿って提示された場合、量刑がより重く (あるいはより軽く) なることを確かめている。また、Ferstl et al. (2005) は、物語の主人公の感情状態の理解が共感を生じさせることを明らかにしており、ストーリーモデルにおいても共感が関与する可能性が考えられる。長谷川 (2015) によると、共感性は、身体反応を前提とする情動的共感 (emotional empathy) と身体反応を前提としない認知的共感 (cognitive empathy) があり、前者は他者の情動状態を共有、あるいは他者の情動状態に同期する一方、後者は他者の情動・感情状態を理解するという機能の違いがある。また、脳神経科学者の梅田 (2018) によると、「心の理論」(他者の心の状態を理解すること) は、神経基盤が異なる 2 種類の共感一言語をもとにした意識的な共感と、非言語をもとにした無意識的に生じる共感があり、後者は直感に拠る。

量刑判断に至るモデルとしては、Tetlock (2002) が提唱した fair-but-biased-yet-correctible (FBC)

model があげられる。FBC モデルによると、類似事件の状況や性質についての知識から量刑を直感的に考えるが、それが原点となって検察の主張を理解し、量刑を判断する。そしてその判断に修正を加えて、最終的な量刑を決定するが、適切な量刑に関する判断能力や動機づけが、各段階での判断に影響を及ぼす。Tetlock et al. (2007) は、検察の主張の有無や、類似事件についての知識の有無を操作した実験を実施し、FBC モデルと一致する結果を得ている。類似事件の状況や性質についての裁判員の知識は、事件報道の参照などによって形成されると思われる。

上記以外にも様々な要因が量刑判断に影響することを、先行研究は明らかにしている。量刑判断に影響する要因として、厳罰志向や死刑制度の是認 (綿村他 2013)、事件報道の参照 (Sue et al. 1974; 山崎・石崎 2008) があげられる。また、“善人は報われ、悪人は罰せられる”という公正世界信念 (belief in a just world) (Rubin & Peplau 1975; Foley & Pigott 2000)、権威主義傾向 (Narby et al. 1993) も挙げられる。村山・三浦 (2015) は、加害者への厳罰指向は、“悪事の報いは必ず受ける”といった内在的公正世界信念の高さによって高まること、公正世界信念と厳罰指向との関係を加害者の非人間化が媒介することを明らかにしている。また、白井 (2009; 2010) は、権威主義的パーソナリティ、公正世界観が厳罰傾向を高めることを明らかにしている。さらに治安に対する主観的認識である体感治安 (佐藤 2010) や他者に対する攻撃性 (山崎 2011) 傾向は重罰化に影響する。加えて、“死に対する捉え方”も被害の大きさの認識に影響する可能性が考えられる。“死”を恐怖や苦しみと捉える者にとって、被害者の死は、被害の大きさの認識を高めるだろう。

以上から、量刑判断には、検察官や弁護人の主張、被害者遺族の意見陳述への共感の程度が

強く影響するが、それ以外のさまざまな要因も影響すると思われる。しかし、共感性とその他の要因、量刑を判断する際に考慮すべき事象として挙げられた上記 11 項目との関係は明らかではない。そこで、本研究では、A 事件と K 事件の量刑判断に影響する要因、及び要因間の関係を明らかにし、探索的モデルの構築を試みる。そして、事案の相違によって重罰化に至る要因が異なるかどうかを確かめる。本研究で取り上げる要因は、死刑制度の是非、刑罰に対する認識、事件報道を参照する程度に加え、個人特性 (共感性、公正世界信念、権威主義傾向、攻撃性傾向、死に対する認識) である。

Ⅱ. 目的と方法

目的 本研究では、裁判員裁判の上記 2 事例 (A 事件、K 事件) に対する量刑判断、量刑に影響を及ぼす要因を明らかにする目的で、大学生を対象に調査を実施した。調査では評議を行わなかったが、将来裁判員になる可能性のある大学生の判断傾向から、裁判員裁判の量刑に影響する要因の一端を明らかにすることができると考える。

方法 調査概要は下記のとおりである。

協力者 調査内容の説明に同意し、同意書に署名した大学生 61 人 (男 27 人、女 34 人、 $M=20.98$ 歳、 $SD=1.51$) が調査に協力した。³⁾

材料 A 事件および K 事件の裁判概要、質問紙 A、質問紙 B を用いた。具体的な内容は下記のとおりであった。

3) 協力者の募集にあたっては、「裁判や法律の問題について、質問紙にお答えいただく」調査内容とした。調査協力者に対しては、調査参加は任意であること、プライバシーは確実に守られること、途中で調査から離脱できることを説明し、これらを明記した同意書へのサインを求めた。

1. 裁判概要

A 事件

①事件概要（被告人宅を訪ねた被害者（被告人の姉）に対して、殺意を持って殺害した）、②被告人の年齢（42歳）及び職業（無職）、③被告人の累犯前科（なし）、④明らかになった事実（被告人は小学校高学年から約30年間自宅で引きこもる生活を送ってきた。やり直そうと思い、他の場所に移ることを両親に頼んだが実現しなかった。被告人は、このことを被害者である長姉のせいだと思い、恨むようになった。長姉は被告人の世話をやいたが、被告人の被害者に対する恨みは強くなり、準備した包丁で刺し殺した）、⑤精神科医であるD証人の証言（犯行の動機にアスペルガー症候群という精神障害が影響していると判断されるが、アスペルガー症候群が犯罪などの反社会的行動と直接結びつくことはない）、⑥被告人の供述（殺害について計画をたてた。社会に受け入れられない犯罪であることは認識していた）、⑦遺族（被害者の夫）の意見陳述（被告人を一生刑務所から出て来られないようにしてほしい）、⑧検察官の論告（犯行は計画的で犯行の様態は執拗かつ残酷。刑事責任は極めて重い。被告人の自立のために精一杯の努力してきた被害者の恐怖、無念さははかり知れない。求刑、懲役16年）、⑨弁護人の弁護（被告人が被害者に対して恨みを募らせたのは、アスペルガー症候群という精神障害のためであり、犯行には障害が影響した。被告人には治療が必要である。保護観察付きの執行猶予判決を求める）。

K 事件

①事件概要（肉体的、精神的に負い込まれた被告人は、介護していた妻（当時71歳）を絞殺し、臨場した警察官に自首した）。②被告人の年齢（80歳）及び職業（無職）、③被告人の累犯前科（なし）、④明らかになった事実（前妻と離

婚し、後妻と2人暮らしを始めた。後妻は身体の具合が悪く、被告人が家事、日常生活の介助を行った。家事と後妻の介護で、肉体的、精神的に疲労が蓄積し、自身の体調の不安から追い込まれ犯行に至った）。⑤被告人の長男の証言（父は懸命に介護していた。父を老人ホームに入所させる。寛大な判決をお願いする）。⑥被告人の供述（気軽に介護のことを相談、援助を求めることができなかった。公的な福祉サービスについても知らなかった。妻を天国に送ってあげた方がよいと思って殺害を決意した。今は反省している）。⑦検察官の論告（介護から解放されたいという身勝手な動機。求刑懲役5年）。⑧弁護人の弁論（精神的に追い込まれた被告人は、冷静に判断できなかった。被告人は自首しており、反省している。執行猶予付きの判決が望ましい。）

2. 質問紙Aの内容は、下記の(1)～(5)であった。

- (1) 以下の尺度を使用して、個人特性を測った。
 - ① 攻撃性：安藤他（1999）の日本版 Buss-Perry 攻撃性尺度。「短気」、「敵意」、「身体的攻撃」、「言語的攻撃」の4下位尺度からなる。
 - ② 死に対する態度：河合他（1987）の中里（1996）による翻訳版。「死の恐怖」、「積極的受容」、「中立的受容」、「回避的受容」の4下位尺度からなる。
 - ③ 死観：金児（1994）の死観尺度。「浄福な来生」、「挫折と別離」、「苦しみと孤独」、「人生の試練」、「未知」、「虚無」の6下位尺度からなる。
 - ④ 情動的共感：加藤・高木（1980）の情動的共感性尺度。「感情的暖かさ」、「感情的冷淡さ」、「感情的被影響性」の3下位尺度からなる。
 - ⑤ 多次元的共感性：登張（2003）の多次元的共感性尺度。「共感的関心」、「個人的苦痛」、「気持ちの想像」、「ファンタジー」

- の 4 下位尺度からなる。
- ⑥ 正当世界観：今野・堀（1998）の正当世界尺度。
 - ⑦ 権威主義傾向：Adorno et al.（1950）の F-measure を使用したが、邦訳が適切でなかったために、分析から除外した。
- (2) 死刑制度に対する態度：山崎・石崎（2014）が抽出した死刑賛否の理由 17 項目（Table 5 の 17 項目）それぞれについて、納得の程度を 9 件法（1 全く納得できない～9 非常に納得できる）で回答を求めた。
 - (3) 犯罪に関する情報を得る媒体、および、情報の信頼性：Table 6 と Table 7 に示した 7 項目について、犯罪に関する情報を得る機会（1 全く得ることはない～9 非常によく得る）、情報の信頼性（1 全く信頼しない～9 非常に信頼する）について回答を求めた。
 - (4) 体感治安・刑事罰に対する認識：この 10 年の成人 / 少年（18 歳未満）による凶悪犯罪（殺人、強盗など）件数の推移（1 非常に減っている～9 非常に増えている）、及び犯罪の陰湿化（1 陰湿ではなくなってきている～9 陰湿になってきている）について、9 件法で回答を求めた（Table 8）。
 - (5) 刑事罰についての認識：少年法の必要性、成人 / 少年（18 歳未満）に対する刑事罰の厳罰化、死刑制度、それぞれの必要性について、9 件法（1 全く必要ではない～9 絶対に必要）で回答を求めた（Table 8）。少年法については、「18 歳未満は成人と異なり、刑事事件を起こした場合であっても特別措置が講じられる」という一文を加えた。

3. 質問紙 B の主な内容は、下記の（1）～（3）であった。

- (1) 量刑判断（自由記述）

- (2) Table 2 と Table 4 に示した①～⑪の 11 項目について、量刑判断に影響した程度を 7 件法（1 刑罰を軽くする方向に強く影響した、4 どちらともいえない、7 刑罰に重くする方向に強く影響した）で回答を求めた。これらの項目は、松宮（2009）が、量刑の各論において検討されるべきとした内容に基づく 10 項目に、浅田（2011）が裁判員裁判での量刑の審理で重要とした「被害者の落ち度」を加えたものである。
- (3) 当該裁判の知識について 7 件法（1 全く知らなかった、4 どちらともいえない、7 非常によく知っていた）、および、具体的知識（自由記述）で回答を求めた。

調査手続き 協力者は、4 人～6 人毎に調査に参加した。最初に、協力者は質問紙 A に回答した。回答後、質問紙は回収された。次に、調査者は協力者に対して次のように説明を行った。「裁判員制度が開始され、市民も刑事裁判で、被告人が有罪か無罪を判断し、有罪となった場合には量刑判断を下すことになりました。今回は、実際に裁判員裁判で判決が下された 2 つの事案について、みなさんに、裁判員の立場から被告人に対する量刑判断を下していただきます」。そして、協力者は A 事件（あるいは K 事件）の裁判概要を読んだ後に、質問紙 B に回答した。回答後、質問紙 B は回収され、今度は A 事件（あるいは K 事件）の裁判概要を読んだ後に、質問紙 B に回答した。所要時間は約 1 時間 30 分であった。

Ⅲ. 結果

A 事件、K 事件の量刑判断、死刑制度に対する態度、事件報道を得る媒体・報道の信頼性の順で結果を示す。次に各事件の量刑判断と性格特性、死刑制度に対する態度、体感治安等との

関係について明らかにし、探索的モデルの構築を試みる。

1. (1) A 事件

量刑判断 執行猶予付 8 人, 求刑 (懲役 16 年) 以下の有期刑 29 人, 求刑より重い有期刑 9 人, 無期懲役刑 13 人, 死刑 2 人であった (Table1)。量刑の重さを 1 (懲役 3 年執行猶予 10 年) ~ 17 (死刑) の順位尺度であらわした (執行猶予付き懲役刑については懲役刑が短い順とした)。以下の分析ではこの順位尺度を使用する。

Table1 各量刑判断の人数 (A 事件)

量刑	人数
執行猶予付懲役 (3 ~ 50 年)	8
懲役 8 年	2
懲役 10 年	2
懲役 12 年	2
懲役 13 年	1
懲役 15 年	7
懲役 16 年	15
懲役 20 年	8
懲役 26 年	1
無期懲役	13
死刑	2
計	61

裁判についての知識 当該裁判の知識についての評定平均値は 1.20 ($SD=0.76$) で, 協力者はほとんど知識がなかった。また, 量刑の重さ (順位尺度) とのスピアマンの有意相関係数は, -0.09 ($p=0.50$) であり, 知識と量刑判断との間に関連はみられなかった。

量刑判断に影響する要因 回答に記入漏れがあった 7 人を分析から除外して, 以下の分析を行った。量刑判断への影響要因 (Table 2, Table 4 の 11 項目) の評価に, 潜在的に影響する要因があるかを確かめるために因子分析を行った。1 回目の因子分析 (主因子法) では,

固有値は, 2.75, 1.75, 1.37, 1.26, 0.98 と変化した。固有値の変化は第 1 因子と第 2 因子 (1.00), 第 2 因子と第 3 因子間 (0.38) で大きく, 第 3 因子と第 4 因子間 (0.12) で小さくなっており, 回転前の第 2 因子までの累積寄与率は, 41%であったことから暫定的に 2 因子と想定して, 2 回目の因子分析 (主因子法, プロマックス回転。これ以降も同様) を行った。その結果, ①被害者遺族処罰感情と②再犯する可能性, ⑦被害者落ち度, ⑧被告人前科前歴の負荷量がそれぞれ, 0.31, 0.27, 0.25, 0.20 と小さかったため除外して, 3 回目の因子分析を行った。Table2 はその結果である。Table2 の第 1 因子, 第 2 因子に含まれる項目の性質から, それぞれ「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子, 「被告人のおかれた状況」因子と命名した。

Table2 量刑判断への影響についての因子分析結果 (A 事件)

項目	平均	SD	因子	
			F1	F2
④被告人の悪意	6.09	.84	.88	.02
③犯行の計画性	6.13	.79	.83	-.23
⑤犯行の社会的影響	4.61	1.11	.40	.10
①被害の大きさ	5.70	.99	.39	.15
⑩被告人の反省	4.74	1.13	.38	.29
⑨被告人の属性	3.98	1.46	.22	.61
⑧被告人の被害	4.09	1.09	-.09	.60
寄与率 (%)			28.79	12.44
累積寄与率 (%)				41.23
因子間相関	F1		.06	
α 係数			.60	.50

注) F1: 犯行の悪質性と影響の大きさ, F2: 被告人のおかれた状況

(2) K 事件

量刑判断 無罪 1 人, 執行猶予付 42 人, 懲役刑 18 人であった (Table3)。

量刑の重さを 1 (無罪) ~ 15 (懲役 10 年) の順位尺度であらわした (執行猶予付き懲役刑については懲役刑が短い順とした)。以下の分析で

はこの順位尺度を使用する。

Table3 各量刑判断の人数 (K 事件)

量刑	人数
無罪	1
執行猶予付懲役 (2 ~ 30 年)	42
懲役 1 年	1
懲役 2 年	3
懲役 3 年	9
懲役 4 年	1
懲役 5 年	3
懲役 10 年	1
計	61

裁判についての知識 記入漏れの 1 人を除外し、当該裁判の知識についての評定平均値を求めたところ、1.97 ($SD=1.57$) で、協力者はほとんど知識がなかった。また、量刑の重さ (順位尺度) とのスピアマンの有意相関係数は、 -0.20 ($p=0.13$) であり、知識と量刑判断との間に関連はみられなかった。

量刑判断に影響する要因 回答に記入漏れのあった 7 人を分析から除外して、下記の分析を行った。量刑判断への影響要因 (Table2, Table4 の 11 項目) の評価に、潜在的に影響する要因があるかを確かめるために、因子分析を行った。1 回目の因子分析 (主因子法) では、固有値は、4.00, 1.37, 1.03, 0.93 と変化した。固有値の変化は第 1 因子と第 2 因子 (2.64), 第 2 因子と第 3 因子間 (0.34) で大きく、第 3 因子と第 4 因子間 (0.09) で小さくなっており、回転前の第 2 因子までの累積寄与率が 49% であったことから因子数を 2 と想定し、2 回目の因子分析 (主因子法、プロマックス回転。これ以降も同様) を行った。その結果、⑤犯行の社会的影響、①被害の大きさ、の負荷量がそれぞれ 0.34, 0.28 と小さかったため除外し、3 回目の因子分析を行った。Table4 はその結果である。Table4 の第 1 因子と第 2 因子に含まれる項目の性質からそれぞれ、「犯行の悪質性と再犯可能性」因子、「被告人の責任追及」因子

と命名した。

Table4 量刑判断への影響についての因子分析結果 (K 事件)

項目	平均	SD	因子	
			F1	F2
④被告人の悪意	3.07	1.45	.86	-.15
②再犯する可能性	2.06	1.13	.70	.07
⑥被告人前科前歴	2.06	1.16	.65	-.09
③犯行の計画性	3.50	1.42	.50	.01
⑦被害者落ち度	3.63	1.44	.42	.16
⑧被告人の被害	3.56	.96	-.24	.79
⑩被害者遺族処罰感情	3.31	1.44	.05	.66
⑨被告人の属性	2.76	1.33	.22	.65
⑩被告人の反省	2.26	1.24	.35	.43
寄与率 (%)			37.54	8.18
累積寄与率 (%)				45.72
因子間相関 F2			.61	
a 係数			.75	.78

注) F1: 犯行の悪質性と再犯可能性, F2: 被告人の責任追及

2. 死刑制度に対する態度 回答に記入漏れのあった 7 人を分析から除外した (これ以降の分析においても同様)。

死刑制度に対する態度に潜在的に影響する要因があるかを確かめるために、Table 5 に示した各項目に対する評定値について因子分析を行った。1 回目の因子分析 (主因子法) では、固有値は、5.86, 1.95, 1.66, 1.28, 1.04, 0.83 と変化した。第 1 因子と第 2 因子 (3.91), 第 2 因子と第 3 因子 (0.29), 第 3 因子と第 4 因子 (0.38), 第 4 因子と第 5 因子 (0.24) の固有値の変化と、回転前の第 3 因子までの累積寄与率が 56% であったことから暫定的に因子数を 3 と想定し、2 回目の因子分析 (主因子法、プロマックス回転) を行った。

Table 5 はその結果である。Table 5 の第 1 ~ 第 3 因子に含まれる項目の性質から、それぞれ「生き長らえさせての刑罰要求」因子、「死刑執行による悪影響回避」因子、「被害者遺族 / 市民

Table5 死刑制度に対する認識についての因子分析結果

項目	平均	SD	因子		
			F1	F2	F3
⑫生きて刑罰を受けることの方が死刑よりも苦痛であるから、死刑に反対	5.15	2.33	.68	.22	.21
⑬終身刑では施設が足りなくなるし、コストもかかるから、死刑に賛成	5.20	2.49	-.66	.14	-.03
⑭凶悪な犯罪を犯した者に対しては、生かして罪の償いをさせた方がよいから、死刑に反対	4.87	2.69	.64	-.17	-.18
⑮凶悪な犯罪を犯す人は生かしておく、また同じような犯罪を犯す危険があるから、死刑に賛成	6.41	2.03	-.57	.28	.52
⑯人を殺すことは刑罰であっても人道に反し、野蛮であるから、死刑に反対	3.70	2.36	.53	.29	-.03
⑰凶悪な犯罪は命をもって償うべきだから、死刑に賛成	5.76	2.41	-.48	.02	-.01
⑱終身刑で充分であるから、死刑に反対	4.22	2.54	.45	.39	-.05
⑲死刑制度は犯罪の抑止力をもたないから、死刑に反対	4.83	2.45	.44	.18	.02
⑳国家であっても人を殺すことは許されないから、死刑に反対	4.20	2.36	.35	.28	-.27
㉑死刑の執行側や判断側の負担 (ex. 精神的, 時間的, 金銭的 etc.) があるから、死刑に反対	5.31	2.34	-.41	.77	-.15
㉒加害者にも家族がいるから、死刑に反対	3.87	2.29	.06	.72	.08
㉓世界の多くの国は死刑を廃止しているから、死刑に反対	3.19	2.27	.01	.52	-.32
㉔漠然と、死刑に嫌悪感を感じるから、死刑に反対	3.02	2.08	.33	.52	.14
㉕裁判に誤りがあったとき、死刑にしてしまうと取り返しがつかないから、死刑に反対	6.30	2.14	.03	.47	-.15
㉖死刑を希望して犯罪を犯す人がいるから、死刑に反対	5.56	2.38	.24	.38	.19
㉗死刑を廃止すれば、被害を受けた人やその家族の気持ちがおさまらないから、死刑に賛成	6.07	2.09	.00	-.13	.84
㉘死刑を廃止すれば、凶悪な犯罪が増えるから、死刑に賛成	5.24	2.38	.11	-.04	.81
		寄与率 (%)	31.53	8.99	6.66
		累積寄与率 (%)		40.52	47.18
		因子間相関 F2	.50		
		F3	-.41	-.25	
		α 係数	.84	.76	.81

注) F1: 生き長らえさせての刑罰要求, F2: 死刑執行による悪影響回避, F3: 被害者遺族 / 市民の平安重視

の平安重視」因子と命名した。

3. 犯罪に関する情報を得る媒体、および、情報の信頼性

犯罪に関する情報を得る媒体：犯罪に関する情報を得る7つの媒体⁴⁾についての評価値(9点法)について、因子分析を行った。1回目の因子分析(主因子法)では、固有値は、2.05, 1.83,

1.24, 0.78と変化した。固有値の変化は第2因子と第3因子間(0.59)と比べて、第3因子と第4因子(0.47)で小さくなっており、回転前の第2因子までの累積寄与率が56%であったことから因子数を2と想定し、2回目の因子分析(主因子法, プロマックス回転。これ以降も同様)を行った。その結果、新聞/スポーツ新聞, 新聞/五大紙または地方紙の負荷量がそれぞれ, 0.25, 0.22と小さかったためこれを除外し、3回目の因子分析を行った。Table 6はその結果である。

4) Table 6の5項目に加えて、新聞/五大紙または地方紙, 新聞/スポーツ新聞の2項目

Table 6 の第 1 因子, 第 2 因子に含まれる項目の性質から, それぞれ「テレビを介しての情報」因子, 「ネットを介しての情報」因子と命名した。

犯罪に関する情報の信頼性: Table 7 に示した各項目の信頼性についての評定値 (9 件法) に潜在的に影響する要因があるか確かめるために, 因子分析を行った。1 回目の因子分析 (主因子法) では, 固有値は, 3.45, 1.29, 0.84 と変

化した。因子数を暫定的に 2 と想定して, 2 回目の因子分析 (主因子法, プロマックス回転) を行った。

Table 7 はその結果である。Table 7 の第 1 因子, 第 2 因子に含まれる項目の性質から, それぞれ「新しい情報ツール」因子, 「古い情報ツール」因子と命名した。

Table6 犯罪に関する情報を得る媒体についての因子分析結果

項目	平均	SD	因子	
			F1	F2
テレビ / ニュース番組 (たとえばニュース 9, 報道ステーションなど。情報バラエティはのぞく)	7.70	1.71	.93	-.09
テレビ / 情報バラエティ (ワイドショーなど)	6.46	2.51	.81	.13
ネット / 匿名の掲示板 (2チャンネル, Yahoo! ニュースのコメント欄など)	5.20	2.75	-.01	.86
ネット / 個人が発信している情報 (フェイスブック, ミクシィ, ツイッター, ブログなど)	6.11	2.39	-.01	.75
ネット / 新聞社等提供のニュース記事	7.15	1.84	.07	.39
	寄与率 (%)		31.74	28.25
	累積寄与率 (%)			59.99
	因子間相関 F2		.03	
	α 係数		.82	.70

注) F1: テレビを介しての情報, F2: ネットを介しての情報

Table7 犯罪に関する情報の信頼性についての因子分析結果

項目	平均	SD	因子	
			F1	F2
ネット / 個人が発信している情報 (フェイスブック, ミクシィ, ツイッター, ブログなど)	3.50	1.69	.89	-.14
ネット / 匿名の掲示板 (2チャンネル, Yahoo! ニュースのコメント欄など)	3.17	1.72	.79	-.09
ネット / 新聞社等提供のニュース記事	6.07	1.46	.55	.25
テレビ / 情報バラエティ (ワイドショーなど)	5.13	2.22	.51	.31
新聞 / 五大紙 (読売・毎日・日経など) または地方紙	6.67	1.52	-.27	1.02
テレビ / ニュース番組 (たとえばニュース 9, 報道ステーションなど。情報バラエティは除く)	6.28	1.93	.38	.58
新聞 / スポーツ新聞	4.24	2.18	.22	.40
	寄与率 (%)		43.24	14.87
	累積寄与率 (%)			58.10
	因子間相関		.04	
	α 係数		.79	.70

注) F1: 新しい情報ツール, F2: 古い情報ツール

4. 犯罪や刑事罰に対する認識

Table 8 に示した各項目の評定値（9 件法）をみると、成人、少年の犯罪にかかわらず、凶悪犯罪の件数が増加し、犯罪の陰湿化の傾向にあるという認識が示されている。その一方で、少年法の必要性については肯定的な傾向が示されている。刑事罰の厳罰化については強く必要と認識し、死刑制度についても必要と認識する傾向が示された。

5. 個人特性に関する各尺度

個人特性に関する各尺度の平均得点と標準偏差を Table 9 に示した。Table 9 によると、“死に対する態度/中立的受容”評定平均値は、河合・下仲・中里（1996）の平均値よりも 1.39 高かったが、それ以外の尺度については、先行調査と大きなちがいはみられなかった。

6. 量刑判断との関係

A 事件、K 事件それぞれの量刑の重さ（上記の順位尺度）、量刑判断への影響要因（Table 2, Table 4）に、死刑制度に対する態度（Table 5）、事件報道の参照・信頼性（Table 6, Table 7）、体感治安・刑事罰に対する認識（Table 8）、個人特性（Table 9）がどの程度関連するかを確かめるために、スピアマンの有意相関検定を行っ

た。因子分析を行った項目については、各因子の下位尺度得点を用いた。

Table 10 に、K 事件、A 事件の量刑の重さ、及び、量刑判断への影響要因と有意な相関がみられた項目を示した。Table 10 によると、K 事件の「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子、及び「被告人のおかれた状況」因子、A 事件の「犯行の悪質性と再犯可能性」因子は、死生観「中立的受容」と有意な負の相関がみられる。しかし、A 事件の量刑の重さは、死生観「回避的受容」と有意な負の相関、K 事件の量刑の重さは、死観尺度「浄副な来生」と有意な正の相関がみられるという点で異なる。体感治安の増加や成人犯罪の陰湿化については、A 事件の「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子と有意な正の相関がみられる。また、共感性については、A 事件の量刑の重さ、及び 2 つの因子が多次元的共感性「ファンタジー」と有意な正の相関がみられる一方、K 事件の「被告人の責任追及」因子は、多次元的共感性「気持ちの想像」と有意な負の相関がみられ、情動的共感性「感情的冷淡さ」と有意な正の相関がみられる。そして、正当世界観については、K 事件の量刑の重さ、及び 2 つの因子と有意な正の相関がみられる。死刑制度の認識については「生きながらえさせての刑罰要求」因子、「被害者遺族/市民の平安重視」因

Table8 体感治安・刑事罰に対する認識についての評定値

	平均	SD
この 10 年、成人による凶悪犯罪の件数の推移	5.26	1.64
この 10 年、少年（18 歳未満）による凶悪犯罪の件数の推移 （1 非常に減っている～9 非常に増えている）	5.54	.89
この 10 年、成人による犯罪の陰湿さ	6.35	1.60
この 10 年、少年（18 歳未満）による犯罪の陰湿さ （1 陰湿でなくなってきた～9 陰湿になってきている）	7.04	1.60
少年法の必要性	5.22	2.45
刑事罰の厳罰化（18 歳未満の場合）	6.65	2.04
刑事罰の厳罰化（成人の場合）	6.65	1.97
死刑制度 （1 全く必要ではない～9 絶対に必要）	6.00	2.36

Table9 個人特性に関する各尺度 (下位尺度) の平均得点と標準偏差

尺度	平均	SD	備考
①攻撃性			安藤ら (1999) の平均値 (SD)
短気	13.54	4.07	14.83 (3.86)
敵意	18.91	4.44	17.76 (3.80)
身体的攻撃	14.74	4.26	17.27 (4.73)
言語的攻撃	14.93	3.62	15.51 (3.30)
②死に対する態度			河合・下仲・中里 (1996) の平均値 (SD)
死の恐怖	3.33	.80	2.91 (.87)
積極的受容	2.45	.73	2.71 (.94)
中立的受容	3.18	.81	1.79 (.64)
回避的受容	2.18	.87	2.67 (.72)
③死観尺度			金児 (1984) の平均値 (SD)
浄福な来世	2.91	.98	2.68 (1.03)
挫折と別離	4.25	.83	4.69 (.83)
苦しみと孤独	3.40	.91	3.96 (1.01)
人生の試練	3.30	.80	3.46 (1.00)
未知	4.81	.83	4.98 (.97)
虚無	3.45	.84	3.74 (.89)
④情動的共感尺度			加藤・高木 (1980) の首都圏大学生男子, 女子の平均値 (SD)
感情的暖かさ尺度	51.72	7.50	男子 49.62 (7.07), 女子 52.33 (6.03)
感情的冷淡さ	32.41	7.39	男子 31.49 (7.52), 女子 29.92 (6.70)
感情的被影響性	22.89	5.11	男子 21.78 (4.48), 女子 23.32 (4.01)
⑤多次元的共感性			登戸 (2003) の大学生一般男子, 女子の平均値 (SD)
共感的関心	3.94	.54	男子 3.65 (.55), 女子 3.82 (.52)
個人的苦痛	2.85	.68	男子 2.84 (.68), 女子 3.09 (.64)
ファンタジー	3.30	.82	データ無
気持ちの想像	3.72	.57	男子 3.40 (.72), 女子 3.30 (.66)
⑥正当世界観	9.85	2.82	取りうる値: 4 ~ 20

子が A 事件の「被告人に対する情状」因子にそれぞれ有意な負と正の相関がみられる。

以上, A 事件と K 事件の量刑の重さ, 及び, 各因子には, それぞれ異なる個人特性, 犯罪に対する認識が影響を及ぼすことが示された。

7. 量刑判断に至る心的モデルの構築

量刑判断と有意な相関がみられた項目との関係から, 量刑判断に至る心的モデルの構築を試みた。まず, 各事案について, 第 1 因子と第 2 因子が相互に関係し, これらが量刑判断に影響すると仮定し, 量刑判断, 及び, 第 1 因子・第

2 因子の下位尺度得点と有意な相関があった項目との関係から構造方程式モデリングを用いてモデルを検討した。適合度の指標をふまえて, モデルに検討を重ねた結果, 最終的に得られたのが, Figure1 (A 事件) と Figure2 (K 事件) である。観測変数は四角形で囲み, 潜在変数は楕円形で囲んだ。数値は標準化推定値であり, 誤差項は省略した。Figure1 (A 事件) については, $\chi^2_{(19)} = 22.11$ ($p = 0.28$), GFI=0.91, AGFI=0.82, RMR=.04, AIC=56.11, RMSEA=0.06, Figure2 (K 事件) については, $\chi^2_{(5)} = 2.96$ ($p = 0.71$), GFI=0.98, AGFI=0.93, RMR=1.21,

Table10 有意相関検定の結果 (K 事件, A 事件の量刑および因子下位尺度得点と有意な相関が得られた項目)

	A 事件 F1 下位尺度 得点	A 事件 F2 下位尺度 得点	A 事件 量刑の重 さ	K 事件 F1 下位尺度 得点	K 事件 F2 下位尺度 得点	K 事件 量刑の重 さ
平均	5.46	4.04	17.24	2.86	2.97	1.02
SD	.66	1.06	11.60	.95	.98	1.98
死生観「中立的受容」	-.29 *	-.15	-.20	-.29 *	-.29 *	-.13
死生観「回避的受容」	-.12	-.07	-.29 *	-.16	-.21	-.23
死観尺度「浄福な来生」	.10	-.04	-.04	.25	.04	.27 *
死観尺度「挫折と別離」	-.22	.33 *	.19	-.03	-.09	.03
死観尺度「苦しみと孤独」	-.16	.35 **	.25	.04	.05	.04
正当世界観	.04	-.10	.17	.36 **	.45 **	.33 *
多次元的共感性「個人的苦痛」	-.03	.09	-.01	-.14	-.10	.30 *
多次元的共感性「ファンタジー」	.36 **	.27 *	.29 *	.06	-.15	.02
多次元的共感性「気持ちの想像」	.04	-.01	.01	-.25	-.38 **	-.16
情動的共感性「感情的暖かさ」	.34 *	-.10	.08	-.16	-.26	-.02
情動的共感性「感情的冷淡さ」	-.12	-.01	-.09	-.01	.28 *	.09
体感治安 / 成人の凶悪犯罪の増加	.40 **	.12	.17	-.07	-.03	.04
体感治安 / 少年の凶悪犯罪の増加	.40 **	-.01	.22	-.17	-.16	-.09
体感治安 / 成人犯罪の陰湿化	.40 **	-.01	.12	-.03	-.08	.06
刑事罰 / 18 歳未満の被告の厳罰化	.13	.30 *	.15	-.08	-.15	-.09
犯罪情報を得る媒体 / F2 下位尺度得点	.10	.07	.11	-.27 *	-.24	-.11
死刑制度の認識 / F1 下位尺度得点	-.12	-.36 **	-.17	.04	.17	.14
死刑制度の認識 / F3 下位尺度得点	.25	.39 **	.20	-.16	-.15	.05
A 事件量刑の重さ	.40 **	.32 *	1.00	.08	.17	.22
A 事件 F1 下位尺度得点	1.00	.19	.40 **	-.19	-.09	.15
A 事件 F2 下位尺度得点	.19	1.00	.32 *	-.16	-.08	-.10
K 事件量刑の重さ	.15	-.10	.22	.35 **	.46 **	1.00
K 事件 F1 下位尺度得点	-.19	-.16	.08	1.00	.58 **	.35 **
K 事件 F2 下位尺度得点	-.09	-.08	.17	.58 **	1.00	.46 **

注) A 事件 F1:「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子, A 事件 F2:「被告人のおかれた状況」因子, K 事件 F1:「犯行の悪質性と再犯可能性」因子, K 事件 F2:「被告人の責任追及」因子, 犯罪情報を得る媒体 / F2:「ネットを介しての情報」因子, 死刑制度の認識 / F1:「生き長らえさせての刑罰要求」因子, 死刑制度の認識 / F3:「被害者遺族 / 市民の平安重視」因子, * $P<.05$, ** $p<.01$

AIC=22.96, RMSEA=0.00 であった。

Figure1 (A 事件) によると, 量刑の重さには, 「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子, 「被告人のおかれた状況」因子が正の影響を及ぼしている。そして, 「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子には, 潜在変数の「体感治安」が正の影響を及ぼす一方, 「被告人のおかれた状況」因子には, 潜在変数の「死刑制度の否定的認識」が負の影

響を及ぼしている。また, 潜在変数の「死刑制度の否定的認識」は, 「被害者遺族 / 市民の平安重視」因子に負の影響を及ぼす一方, 「生きながらえさせての刑罰要求」因子に正の影響を及ぼしている。

Figure2 (K 事件) によると, 量刑の重さには, 「被告人の責任追及」因子が正の影響を及ぼしている。しかし, 「犯行の悪質性と再犯可能性」因

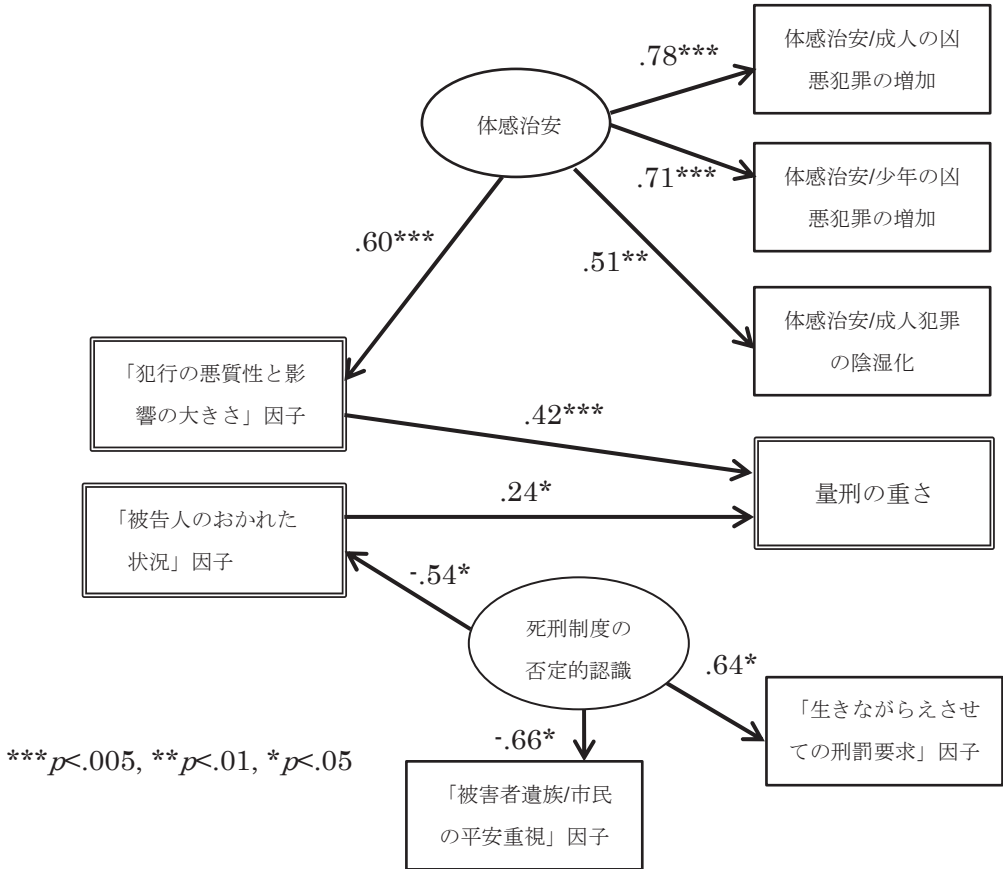


Figure 1. 量刑判断に至るモデル (A 事件)

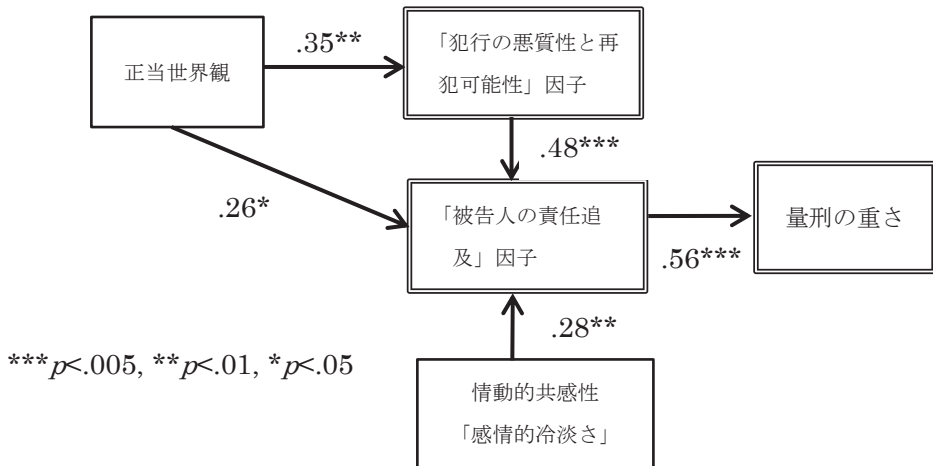


Figure 2 量刑判断に至るモデル (K 事件)

子は、量刑の重さには影響を及ぼしておらず、「被告人の責任追及」因子に正の影響を及ぼしている。そして、「正当世界観」が両因子に正の影響

を及ぼしている。また、「情動的共感性「感情的冷淡さ」」が「被告人の責任追及」因子に正の影響を及ぼしている。

A事件とK事件の各モデルは量刑の重さに影響する構造が異なり、共通する個人特性の量刑への影響は示されなかった。

IV. 考察

本研究の目的は、裁判員裁判で、量刑判断が求刑を上回ったA事件と、求刑を下回ったK事件の2事例を取り上げ、量刑判断に至るモデルを検討すること、事案の相違によって重罰化に至る要因が異なるかを確かめることであった。

引きこもりの状態が長年続いた被告人が日常的に世話になっていた姉を殺害したA事件のモデルでは、「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子と「被告人のおかれた状況」因子が量刑の重さに正の影響を及ぼした。そして、潜在変数「体感治安」が「犯行の悪質性と影響の大きさ」因子に正の影響を及ぼし、潜在変数「死刑制度の否定的認識」が「被告人のおかれた状況」因子に正の影響を及ぼした。A事件の裁判員裁判では、求刑よりも重い量刑が下され、判決文には、「被告人は、本件犯行を犯しているながら、未だ十分な反省に至っていない。」「社会内で被告人のアスペルガー症候群という精神障害に対応できる受け皿が何ら用意されていないし、その見込みもないという現状の下では、再犯のおそれが更に強く心配されるといわざるを得ず、この点も量刑上重視せざるを得ない。被告人に対しては、許される限り長期間刑務所に収容することで内省を深めさせる必要があり、そうすることが、社会秩序の維持にも資する。」と述べられている。被告人の無反省、再犯可能性から求刑よりも重い量刑が下されており、A事件のモデルは、この判決文の主旨と一致するものである。

K事件のモデルは、「被告人の責任追及」因子が量刑の重さに正の影響を及ぼし、「正当世界観」が当該因子、及び「犯行の悪質性と再犯可能性」因子に影響を及ぼした。村山・三浦（2015）は、

“悪事を働いた者はそれなりの報いを受ける”という認識は、被害者だけでなく、加害者に対しても向けられ、厳罰化に影響することを明らかにしていた。K事件の加害者は、誰にも援助を要請できずに介護疲れから後妻を殺害した高齢の男性であり、裁判員裁判での量刑は求刑よりも軽い執行猶予付きであった。判決文には「公的機関や地域社会には、被告人のような孤立無援の介護者がいることを早期に把握するとともに、公的支援の内容等を周知し、それを利用しやすい仕組みを作ることが、いっそう求められている。」「被告人が、適切な方法を選択することなく、追い込まれていったことを強く責めることはできないし、そのような中で被告人が本件犯行に及んだことについても強くは非難できない。」と述べられている。K事件のモデルは、正当世界観を強く持つ者や、情動的共感性「感情的冷淡さ」が高い者は、被告人の責任を追及し、量刑を重く判断する傾向を示すものであり、上記判決文と矛盾するものではない。

以上から、A事件とK事件では、量刑判断に影響する要因が異なり、構築したモデルから、両事件で重罰化に至る要因が異なることが確かめられた。先行研究で示されていた量刑判断モデルは、事例によるちがいを詳細に検討したものではなかったが、事例によるちがいを詳細に検討していくことで、量刑判断に影響する事例ごとの要因を明らかにすることができると思われる。また、類似事例ごとの量刑モデルを構築することで、類似事例の量刑の幅を予測し、量刑の適切性を評価することが可能になるかもしれない。本研究では、評議を実施せずに、個人の量刑判断に至るモデルの構築を試みたが、今後の研究では、評議を実施することで、モデルを再検討する必要があると思われる。

A事件の場合には体感治安や死刑制度の認識が、K事件の場合には正当世界観や情動的共感性「感情的冷淡さ」が量刑判断に影響したこと

から、これらの要因において評議体の裁判員の構成が偏っている場合、量刑判断にばらつきが生じる可能性がある。そして裁判員の個人特性の偏りによって生じた量刑のばらつきは、評議過程でさらに大きくなる可能性もある。松山 (2010) によると、専門家は、犯情 (犯行の動機、方法、結果、犯行の誘因など) にもとづいて行為責任に応じた刑の大枠を決定する。そして、一般予防や特別予防という刑事政策的な目的を加味して量刑を決定するが、その際、一般情状 (被告人の年齢、性格、経歴、環境、犯罪後の反省の態度、被害感情など) も考慮する。一方、専門的な訓練を受けていない裁判員が量刑を導くプロセスは、本研究で明らかにしたように司法の専門家とは異なることが予測される。量刑を導くプロセスが評議体によって異なれば、同種事件であっても量刑のばらつきに作用する可能性がある。しかし、裁判官が適切に評議を進行すれば、量刑の幅を是正する効果があるかもしれない。適切な評議の進行方法としては、議論すべき事象について特定の内容に偏って議論を進めない、議論する順序を統一することが考えられる。今後の研究では、評議の進行方法によって、量刑に至るモデルがどのように変化するのかについても検討する必要があるだろう。

共感性や死に対する認識、態度については、本研究で扱った捉え方以外にも複数の捉え方がある。事件の性質によってはそれらの要因が量刑判断に及ぼす影響のしかたが異なると思われる。これらの点は、今後の改善すべき課題として残された。

本研究は JSPS 科研費 26330179 の助成を受けたものです。

引用文献

Adorno, T. W., Frenkel-Brunswick, E., Levinson, D. J., & Sanford, R.N. (1950). *The Authoritarian*

Personality. NY: Harper-Row.

浅井暢子・唐沢穰 (2013) 物語の構築しやすさが刑事事件に関する判断に与える影響. *社会心理学研究*, 第 28 号第 3 巻, 137-146.

浅田和茂 (2011) 裁判員裁判の量刑の基本問題 刑法理論の観点から. *刑事弁護*, 66, 26-33.

安藤明人・曾我祥子・山崎勝之・島井哲志・嶋田洋徳・宇津木成介・大芦治・坂井明子 (1999) 日本版 Buss-Perry 攻撃性質問紙 (BAQ) の作成と妥当性、信頼性の検討. *心理学研究*, 70, 384-392.

Ferstl, E. C., Rinck, M., & von Cramon, D. Y. (2005). Emotional and temporal aspects of situation model processing during text comprehension: An event-related fMRI study. *Journal of Cognitive Neuroscience*, 17, 724-736.

Foley, L. A., & Pigott, M. A. (2000). Belief in a Just World and Jury Decisions in a Civil Rape Trial. *Journal of Applied Social Psychology*, 30 (5), 935-951.

法務省 (2019a) 精神障害のある者による犯罪等 (2020 年 12 月 10 日取得 http://hakusyol.moj.go.jp/jp/66/nfm/n66_2_4_10_1_0.html#h4-10-1-01).

法務省 (2019b) 諸外国における犯罪 (2020 年 12 月 10 日取得 http://hakusyol.moj.go.jp/jp/66/nfm/n66_2_2_3_1_1.html#h2-3-1-01).

Gesser, G., Wong, P. T. P., & Reker, G. T. (1987) Death attitudes across the life-span: The development and validation of the death attitude profile (DAP). *Omega: Journal of Death and Dying*, 18, 113-128.

Hans, V. P. (2014) The impact of victim participation in Saiban-in trials in Japan: Insights from the American jury experience. *International Journal of Law, Crime and Justice*, 42, 103-116.

原田國男 (2013) 裁判員裁判における量刑傾向一見えてきた新しい姿一. *慶應法学*, 27, 161-187.

加藤隆勝・高木秀明 (1980) 青年期における情動的共感性の特質. *筑波大学心理学研究*, 2, 33-42.

金児暁嗣 (1994) 大学生とその良心の死の不安と死観. *人文研究 大阪市立大学文学部紀要*, 46, 1-28.

河合千恵子・下仲順子・中里克治 (1995) 老年期における死に対する態度. *老年社会科学*, 17 (2), 107-116.

小島透 (2015) 裁判員裁判による量刑の変化——統計データから見た裁判員裁判の量刑傾向——. *中京法学*, 49 巻 3・4 号, (73) 169- (101) 197.

- 今野裕之・堀洋道 (1998) 正当世界信念が社会状況の不正判断に及ぼす影響について. 筑波大学心理学研究, 20, 157-162.
- 松宮孝明 (2009) 量刑に対する責任. 危険性および予防の意味. 立命館法学, 323, 1-17.
- 松山昇平 (2010) 量刑判断過程の分析. 原田國男判事退官記念論文集刊行会 (編) 原田國男判事退官記念論文集 新しい時代の刑事裁判. 判例タイムズ社, 539-557.
- 登張真穂 (2003) 青年期の共感的発達—多次元的視点による検討—. 発達心理学, 14, 136-148.
- Pennington, N., & Hastie, R. (1986) Evidence evaluation in complex decision making. *Journal of Personality and Social Psychology*, 51, 242-258.
- Rubin, Z., & Peplau, A. (1975). Who believes in a just world? *Journal of Social Issues*, 31, 65-89.
- Saeki, Masahiko (2010) Victim participation in criminal trials in Japan. *International Journal of Law, Crime and Justice*, 38, 149-165.
- 佐藤舞 (2010) 裁判員は死刑判決を適切に行えるか死刑に対する態度と知識. 季刊刑事弁護, 62, 121-125.
- 白井美穂 (2009) 厳罰傾向と公正世界観の理解へ向けて (1) —概念の提起—. 東洋大学大学院紀要, 46, 113-123.
- 白井美穂 (2010) 厳罰傾向と公正世界観の理解へ向けて (2) 尺度の検討. 東洋大学大学院紀要, 47, 151-166.
- Sue, S., Smith, R. E., & Gilbert, R. (1974) Biasing Effects of pretrial publicity on judicial decisions. *Journal of Criminal Justice*, 2, 163-171.
- 諏訪雅顕 (2010) 刑事裁判における被害者参加制度の問題点: 実務上真の被害者救済になり得るものか. 信州大学法学論集, 15, 55-90.
- Tetlock, P. E. (2002) Social-functional metaphors for judgment and choice: The Intuitive politician, theologian, and prosecutor. *Psychological Review*, 109, 451-471.
- Tetlock, P. E., Visser, P. S., Singh, R., Polifroni, M., Scott, A., Elson, S. B., Mazzocco, P., & Rescober, P. (2017) People as intuitive prosecutors: The impact of social-control goals on attributions of responsibility. *Journal of Experimental Social Psychology*, 43, 195-209.
- 梅田聡 (2018) 共感の理論と脳内メカニズム. 高次脳機能研究, 第38巻第2号, 133-138.
- 綿村英一郎・佐伯昌彦・板山昂・吉井匡 (2013) 法と心理学会第13回ワークショップ 死刑判断に関する実証的考察. 法と心理, 13, 98-103.
- 山崎優子・石崎千景 (2014) 死刑に対する態度を規定する要因の心理学的検討 科学研究費助成事業 研究成果報告書 (2020年7月1日取得 <https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-23530836/23530836seika.pdf>).
- 山崎優子 (2011) 第4章 裁判員の心理と死刑 福井厚 (編) 死刑と向きあう裁判員のために. 現代人文社会, 87-108.
- 山崎優子・石崎千景 (2008) 報道情報が裁判員の法的判断に及ぼす影響に関する心理学的研究. 放送文化基金 (2020年7月1日取得 <http://www.hbf.or.jp/oldweb/grants/pdf/j%20i/20-ji-yamasaki.pdf>).
- 湯原悦子 (2016) 介護殺人事件から見出せる介護者支援の必要性. 日本福祉大学社会福祉学部 日本福祉大学社会福祉論集, 第134号, 9-30.

(受稿日: 2020. 7. 1)

(受理日 [査読実施後]: 2021. 2. 1)

Original Article

Exploratory Study of Two Cases of Sentencing Decisions by Lay Judges for Model Construction

YAMASAKI Yuko

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University)

To study model construction of sentencing decisions, we selected the example of a murder case wherein an expert in a specialized area testified that a mental disorder influenced the motive for the crime, resulting in the overturning by an appeals court of a lay judge's ruling, and the example of a murder by an elderly caregiver, in which a suspended sentence was handed down based on the prosecutor's opinion regarding imprisonment for a definite term by a lay judge. We examined the influence that personality traits such as empathy, the degree of reference, trust in case reporting, recognition of the need for the peace and order, and recognition of the need for capital punishment had on the assessment of the judgments in the two examples and the resulting punishment, due to differences in cases. Using these results, we constructed a model to guide the sentencing. In the former case, poor sense of security and recognition of the death penalty system had weight for the sentencing. It was found that belief in a just world and emotional empathy—in particular emotional control in the form of coldness—had weight on the sentencing decision. Through a detailed examination of the differences between cases, it seems possible to build a model to clarify the factors that influence the sentencing decisions for different cases.

Key Words : lay judges, personality traits, sentencing decisions, model construction

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.43, 17-33, 2021.
